

## ビクネス会員規約

### 第1条（名称）

- 1 本クラブを総称して「ビクネス」(以下「本クラブ」という)といたします。
- 2 ビクネス会員規約(以下「本規約」)によって定める条項は、本クラブに適用されるものとしします。

### 第2条（目的）

本クラブは本会員規約に則り、本クラブ会員(以下「会員」という)がクラブの諸施設(以下「本施設」という)を利用し、心身の健康維持・健康増進・会員相互の親睦を計ることを目的としします。

### 第3条（管理運営）

本施設の管理運営は、新潟県妙高市栗原4-7-11 新井ショッピングセンター協同店舗株式会社(以下「当社」という)が行います。

### 第4条（会員制度）

- 1 本クラブは会員制としします。
- 2 本クラブに入会しようとする者は、本規約を承認し本規約に基づく諸契約を当社と相互に締結しなくてはならないものとしします。
- 3 会員の本施設の利用範囲、条件ならびに特典については別に定めます。

### 第5条（会員証）

- 1 当社は成人コースの会員に対して会員証を発行し、会員は以下のように会員証を取り扱うものとしします。
- 2 会員はクラブ施設を利用する際、会員証を提示しなければならないものとしします。
- 3 会員証は本人のみが使用し、他の者は使用できないものとしします。
- 4 会員は会員証を紛失した場合、速やかに当社に届出をし、再発行の手続きを取るものとしします。その際、所定の再発行手数料を支払うものとしします。

### 第6条（会員資格譲渡）

本クラブの会員資格は、本規約に別段の定めのある場合を除き会員に専属するものとし、他に譲渡、貸与等の処分をすることはできません。

### 第7条（規約の改定）

- 1 当社は、会員に事前の通知なく本規約を変更することがあります。この場合には、料

金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

2 当社は、本規約の内容を変更した場合には、会員に当該変更内容を館内への掲示、本サービスに使用されるホームページ上の掲示、又は当社が適当と認めるその他方法により通知するものとします。

3 前項の通知がホームページの掲示により行われる場合、当該通知がインターネット上から閲覧可能となったときをもって通知の完了とみなします。

#### 第8条（入会資格）

1 本クラブの入会資格は各項の通りとします。

（1）成人コースは年齢満16歳以上、子供スクールは16歳未満とし、本規約を遵守する者。

2 本クラブでは、以下の項目に該当する者の入会を許可しません。

（1）過去心臓手術を受けた者、又は現在心臓病で医師により運動を禁止されている者

（2）過去、又は現在、伝染、又は感染するおそれのある疾病の者

（3）その他により医師から運動を禁止されている者

3 本クラブでは、以下の項目に該当する者の入会を条件付きで許可します。

（1）心臓疾患（心臓肥大、不整脈、弁膜症、狭心症等）、肝臓疾患（慢性肝炎、肝硬変等）、静脈炎、肺気腫、喘息、脳障害、気管支炎、腎臓疾患（慢性腎炎等）、アルコール中毒症、癌、重度の糖尿病、消化性潰瘍、甲状腺機能障害の疾病で治療中、又は既往歴のある者

（2）利尿剤、ニトログリセリン、抗凝血剤、不整脈治療薬、降圧剤、抗リウマチ剤、抗糖尿病剤、抗てんかん剤、抗精神病剤、インシュリンを服用している者

4 会員は自身の安全管理に努めるものとします。体調に不安のある者、特に現在疾病で治療中または既往歴のある者、並びに薬を服用している者は、医師に相談の上入会するものとします。

5 妊娠中、または入会后妊娠した者については、利用できるプログラムに制限が生じるものとします。

#### 第9条（会員資格）

会員は、第4条第2項の契約が完了し規定の料金納入により、会員資格を取得したものとします。但し、所定の料金とは会員区分に従った初期登録料、諸会費をいいます。

#### 第10条（未成年者の取扱い）

未成年者が会員になろうとする時は、本人とその親権者が連署した上、申し込むものとします。この場合、親権者は自ら会員となった場合と同様に、本施設利用会員規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

#### 第11条（入会手続き）

入会しようとする時は、所定の申込書により入会申込を行い当社の承認を得た上、会員区分に従って規定の料金を当社に払い込み、入会手続きが完了します。

#### 第12条（会員種別の変更）

- 1 会員は、利用途中でプランを変更できるものとします。この場合、前月末日までに所定の書式にて当社に届けるものとします。
- 2 会員は、会員種別を変更するにあたり、1回につき1050円を支払うものとします。

#### 第13条（休会）

- 1 会員は、子供スクールにおいてのみ休会をすることができます。
- 2 休会する場合は、休会希望月の前月末までに書面にて当社に届け出るものとします。
- 3 休会中の会費は、会員資格継続の為に、本クラブが別途定める金額を休会費として毎月支払うものとします。
- 4 会員は、休会中であっても、本クラブ所定の手続きにより随時復会できます。この場合、復会の会費は月途中でであっても全額支払うものとします。

#### 第14条（退会）

- 1 会員が退会を希望する場合には、月末をもって退会するものとし、成人コースは解約希望月の前月末日までに、子供スクールにおいても前月末日までに所定の書式にて当社に届けるものとします。
- 2 会費等の未納金がある場合は、退会日までに完納するものとし、完納されていない場合は退会後も引き続き未納金を支払う義務が生じるものとします。
- 3 会員証の交付を受けた会員は、施設の最終利用日に会員証を返却するものとします。
- 4 入会金、会費等については原則としてこれを一切返還しません。
- 5 当社は、所定の様式により退会届が提出されない限り、会員に対して会費を請求するものとします。

#### 第15条（会員資格喪失）

会員は次の各項に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としていかなる権利をも喪失する。その場合、速やかに会員証を返還しなければなりません。なおこの場合、入会金、初期登録料および諸会費等の返還はしないものとし、会員は会員証を返還するまでは諸会費等を支払う責を負い、当社はこれらを請求する権利を有します。

- (1) 会員の都合により退会を申し出、当社がこれを承認した場合
- (2) 除名された時
- (3) 会員本人の死亡
- (4) 経営上やむをえない事由により、本施設の全部を閉鎖したとき

#### 第16条（会員除名）

会員が次の各項に該当した場合、当社はその会員を本クラブから除名することができるものとします。また会員はその時点で、会員の資格のすべてを喪失します。その場合、速やかに会員証を返還しなければなりません。なおこの場合、入会金、初期登録料および諸会費等の返還はしないものとし、会員は除名後も未納金の諸会費等を支払う責を負い、当社はこれらを請求する権利を有します。

- （１）本クラブの会員規約及び諸規則に違反した場合
- （２）本クラブの名誉を傷つけ秩序を乱し、会員としてふさわしくない行為をした場合
- （３）諸会費等の支払いを３ヶ月分怠った場合
- （４）その他当社が会員としてふさわしくないと認めた場合

#### 第17条（本施設の一時的閉鎖・一時的休業）

１ 当社は次の場合、本施設の全部または一部の閉鎖、または休業をすることができるものとします。また本施設の全部閉鎖の場合を除き、これにより会員の諸会費等の支払い義務が、縮減され、また停止されることはありません。

- （１）気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断した場合
- （２）本施設の改造および修理による、やむをえない場合
- （３）その他重大な事由によりやむをえない場合
- （４）定期休暇による場合

２ 前項の一時的閉鎖及び一時的休業をする場合には、館内への掲示、本サービスに使用されるホームページ上の掲示、又は当社が適当と認めるその他方法により通知するものとします。

#### 第18条（法人会員）

１ 本クラブでは、本規約に基づき法人が契約を締結することができるものとします。契約の完了した法人（以下「法人会員」という）の役員及び社員並びにその家族が本クラブ内の諸施設を利用することが可能となります。

２ 前項の家族とは、家族会員システムを付して入会している法人会員に所属する役員及び社員の被扶養者に限ります。

３ 法人会員は本規約を承認し所定の入会手続きを行い、別に定める入会金、諸会費を納入し、法人会員資格を得るものとします。

４ 法人会員は原則として健康な16歳以上の者とします。

#### 第19条（法人会員の契約期間）

１ 法人会員の契約期間は原則として入会時より１年間とし、期間満了予定日の２ヶ月前

迄にその更新につき異議の申し出がなければ新たに1年間継続し、以降も同様とします。  
その際、同一条件での更新費用においては入会金の支払いは免除されるものとします。

2 契約期間内において法人会員が、第20条によりその資格を喪失した場合は、その時点で契約は終了するものとします。

#### 第20条（法人会員の資格喪失）

法人会員は以下の各事項の一つに該当した場合、その資格を喪失するものとします。

- (1) その法人の都合により所定の退会届が提出され、これが受理された場合
- (2) その法人が解散、その他の事由により法人資格を失った場合
- (3) 諸会費の納入が第条の期間満了予定日より3ヶ月以上履行されない場合
- (4) 当社が、その法人を会員としてふさわしくないと認めた場合

#### 第21条（料金）

1 会員区分に従う規定の料金は別に定めるものとします。規定の料金は、消費税等を加算し、税込価格で表示します。

2 会員は別に定める納入期日までに、それぞれの諸会費等を払い込まなければならないものとします。なお、支払に要する費用は会員の負担とします。

3 一旦納入した規定の料金は、いかなる場合もこれを返還いたしません。

#### 第22条（諸費用等の変更）

当社は経済情勢などの変動に応じて、入会金・諸経費などの金額を変更することができるものとします。但し、その変更については1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

#### 第23条（料金の計算方法等）

1 当社は、本サービスの料金について、別に定めがある場合を除いて、毎月末日締めにて、料金表の規定にしたがい月額計算した上、料金を請求するものとします。

2 会員は、別に定めがある場合を除いて、利用契約期間中に本サービスを利用できない状態が生じた場合であっても、利用期間中の月額基本料金の全額を支払うものとします。

3 会費の計算について、入会月においてのみ日割計算をするものとします。この計算は、月額基本料を30日から利用開始日以前の日数を減算した日数で除算し、該当金額を月額基本料から減算することによって行うものとします。

4 前項の場合を除き、日割計算は行わないものとします。

5 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合は、料金の計算の起算日及び締め日を変更することがあります。

#### 第24条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

#### 第25条（料金の支払い）

1 会員は、料金について、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により、その料金を支払うものとします。

2 当社は、料金、割増金、遅延損害金、その他本規約に基づき当社が会員に対して有する債権（以下本条において「債権」といいます。）の受領行為を第三者に委託することができるものとします。

3 会員は、債権の譲渡又は代位による権利の移転を承諾するものとします。

#### 第26条（割増金）

会員は、料金支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税を加算した額を割増金として支払っていただきます。

#### 第27条（延滞利息）

1 会員は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払い日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 前項支払に必要な振込手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とします。

#### 第28条（登録内容の変更等）

1 会員は住所、連絡先その他入会申込手続きの際の記載事項に変更があった場合は、速やかにその旨を書面にて当社に届け出るものとします。

2 会員種別の変更は、変更希望月前月の末日までに手続きをすると、翌月1日からの変更となります。その際、変更手数料を支払うものとします。

3 会員種別の変更手続きは、口頭、代理人による手続き、電話、ファックスでの受付はできないものとします。

#### 第29条（ビジター）

1 本クラブは会員の同伴により会員以外の者（以下ビジターという）に本施設を利用させることができます。但し、ビジターは利用者1名につき1名とします。

2 ビジターは別に定める施設利用料を利用の都度払うものとします。

3 ビジターは、利用者と同様に本会則を遵守するものとします。

#### 第30条（諸規則の遵守）

1 会員は本施設利用に当たり、本規約及び本施設内規則を遵守しなければならないものとします。

2 会員は本施設利用に当たり、担当インストラクターの指示に従わなくてはならないものとします。

3 会員は本施設利用に当たり、本施設内の秩序を乱す行為をしてはならないものとします。

4 第31条により、ビジターが本施設を利用する際も前3項と同様とします。

#### 第31条（損害賠償責任免責）

本クラブ内及び駐車場で発生した傷害、盗難その他の事故について、当社は一切の責任を負わないものとし、会員が本クラブの施設利用中、会員の責に帰する事由により会員が受けた損害に対して、当社はその損害賠償の責を一切負いません。会員が同伴したビジターについても同様とします。

#### 第32条（会員の損害賠償責任）

1 会員が本クラブの施設利用中、会員の責に帰する事由により当社または第三者に損害を与えた場合その会員がすべての責を負うものとします。会員が同伴したビジターについては、会員がそのビジターと連帯して損害賠償の責を負うものとします。

2 加害者が法人会員の場合、利用者と登録法人が連動して責任を負うものとします。

3 貴重品の管理については、会員が責任をもって保管するものとします。万一、盗難その他の事故等会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、当社は一切の損害賠償の責を負わないものとします。

#### 第33条（禁止事項）

1 本クラブでは以下の事項を禁止します。

(1) 飲酒をしてからの運動

(2) 所定の場所以外での飲食・喫煙

(3) 外傷、皮膚疾患、伝染病を有する方のご利用

(4) 無許可でのアンケート協力等の依頼行為

(5) 所定の場所以外での携帯電話のご利用

(6) 無許可での館内における写真・ビデオ撮影、録音等

(7) 他人を誹謗、中傷すること

(8) 痴漢、覗き、露出など公序良俗に反する行為

- ( 9 ) 館内に落書きや造作をすること
- ( 10 ) トレーニング中に暴力的な言葉を発すること
- ( 11 ) 他人に対する暴力行為や威嚇行為
- ( 12 ) 飲食物、危険物、ペットの持込
- ( 13 ) ウエイト器具を床に落とし、音を立てること
- ( 14 ) 賭博行為、勧誘、セールス行為、及びそれに類する行為で他のお客様に迷惑を及ぼす行為
- ( 15 ) その他、本クラブの施設目的にそぐわない行為

2 本クラブ内及びその周辺で、本クラブの承認のない物販、商業行為、印刷物、チラシ等の配布行為、特定の宗教・政治的宣伝行為はこれを禁止します。

#### 第34条（利用の禁止）

1 次の各項に該当する者の本施設利用はこれを禁止します。

- ( 1 ) 刺青のある者
- ( 2 ) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する者
- ( 3 ) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する者
- ( 4 ) 飲酒により、正常な本施設利用ができないと当社が判断した場合
- ( 5 ) 医師から運動を禁じられている者
- ( 6 ) 刃物等危険物を所有する者、また他の利用者に迷惑をかけると当社が判断する者
- ( 7 ) その他、正常な本施設利用ができないと当社が判断した場合

2 会員は前項各号に該当し、または該当する可能性が生じた場合、直ちに本クラブに知らせるものとします。知らせを怠った為会員が事故を起こし、あるいは損害を被った場合には、当社は一切その責を負わないものとします。

#### 第35条（合意管轄）

1 本クラブの利用に関連して、会員と当社との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとします。

2 協議をしても解決しない場合、本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

付則 本規約は2002年6月1日より実施するものとします。

改定 2008年7月1日

雑則

ビックネス個人情報保護方針

### 個人情報の取扱いについて

ここに述べる個人情報とはお客様の、住所、氏名、生年月日そのたの既述により特定の個人を識別できる情報をいいます。

当社にて収集したお客様の個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」の厳守は勿論の事、私どもの厳選な管理基準及び管理規定に従って保護致します。

さらに個人情報管理室を設け、上記管理基準・規定が遵守されていることを社内にて監督致します。

### 個人情報の収集について

当社では以下の場合においてお客様の個人情報を収集いたします。

- ・お客様方電話でお問合せ頂いた際
- ・お客様が施設のご見学・ご体験を申し込まれたとき
- ・お客様がご入会を申し込まれたとき
- ・サービス向上を目的としたアンケートを実施する場合（記名式の場合）
- ・その他キャンペーン、イベントなどの申込みを受けるとき
- ・お客様が当社ホームページから資料請求をされたとき

### 個人情報の利用について

当社では以下の場合個人情報を利用いたします。

- ・お客様のご利用料金精算のため
- ・キャンペーンや商品のご案内資料送付のため

### 第三者への開示、提供について

当社では以下の場合を除き、第三者への開示、提供を致しません。

- ・お客様が個人情報の開示に同意している場合
- ・法令により開示を求められた場合
- ・統計個人情報（個人を特定不可能とした数値表示）を開示する場合
- ・個人情報を適正な範囲で利用する際、当社規定の委託先を利用する場合

### 個人情報の正確性の確保

当社は以下によりお客様の個人情報を性格且つ最新の内容で管理します。

- ・ご本人からの個人情報の変更、削除のお申し出による必要な範囲内での変更、削除

### 個人情報保護方針の取扱い

当社は、個人情報保護措置を適切に講じる為、継続的にこの方針を見直し、改善していき

ます。

改善、見直しをした方針は、当社のホームページで開示いたします。

個人情報取扱いに関するお問合せ

当社の個人情報保護に関するお問い合わせは、各店舗までご連絡下さい。